



広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

9月末現在

総人口 5,722人

男 2,723人

女 2,999人

世帯数 1,354戸

No. 144

11月号/50

バイパス完成まじか

・工事概要は下記の通り

S46年度着工～S50年度改良工事完了

S51年度全線舗装完了予定

延長 巡瀬境界～阿蘇町境まで 9,300m
(内トンネル延長 267m)

関係者多数の温いご支援をいただき、完成もまじかになりました。これも一重に皆様方のご理解あるご尽力の玉物と心からお礼申し上げます。

(資料提供 一の宮土木事務所小国出張所)

写真は鏡野カササギ

赤ちゃん大会開かる

去る九月三十日、市原公民館において昭和五十年赤ちゃん大会が催された。午前九時半の受付時刻になるともう満員の盛況を呈し、お母さんの腕に抱かれた赤ちゃんの泣声で会場は割れんばかりの賑わい。午前中は予備審査が応援の助産婦さん達によって手ぎわよく進められ、それぞれに分かれて身長、体重の測定が行われた。会場の一方では阿蘇保健所の上田、中山両保健婦さんによる育児健康相談も行われ、熱心に耳を傾ける大勢のお母さん方の姿には、最近とみに高まりつつある育児健康問題に対する

関心の高まりというのを見せつけられるおもいがあった。

午後一時より審査員の蓮田、室原両医師による本審査が慎重に行われた結果、三時頃には乳児の部、幼児の部毎の入賞者が決定した。

ひきつづき表彰式にうつり、各入賞者に町長より表彰状が贈られた。

ひきつづいて審査長の蓮田先生より審査講評がまた室原先生、上田保健婦さんによる育児に関する諸問題についての講話があり四時過ぎ閉会した。

審査対象児一四八名のうち、一三二名の赤ちゃんが参加し、その中から次の赤ちゃんが入賞者となりました。

●乳児の部

- | | | |
|-------|----------|-----|
| 一 等 | 河津 菊世ちゃん | 瓜 上 |
| 二 等 | 児玉みずぶちゃん | 上町一 |
| | 井 美樹ちゃん | 黒 川 |
| 三 等 | 太田 達也ちゃん | 志津中 |
| | 福島 卓也ちゃん | 本町二 |
| ◎幼児の部 | | |
| 一 等 | 河津 由美ちゃん | 湯田下 |
| 二 等 | 権藤 里香ちゃん | 大谷山 |
| | 佐藤 名子ちゃん | 吉 原 |
| 三 等 | 河津扶美代ちゃん | 米 山 |
| | 加祥健一郎ちゃん | 田の原 |
| 努力賞 | 橋本 明子ちゃん | 志童子 |



福祉だより

胃集団検診の部で表彰さる

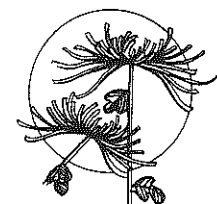
去る十月五日熊本市鶴屋七階において、県対ガン協会主催による表彰式が行われた。当町は町民のガン制圧に対する意識も非常に高く、今年も五二〇名のかたがたが受診され、昨年にひきつづき集団検診の部で受彰しました。

老人スポーツ大会開かる

あいにくのくもり空のもと、さる十月五日小国高校グラウンドにおいて、阿蘇北部地区老人スポーツ大会が開かれた。昭和四十八年より始められたこの大会も今年で三回目、南小国町より三七二名、小国町より二七〇名の計六四二名の各選手はゲートボール、ジャンケン競争など七種目に熱戦をくりひろげた。おもわぬハプニングの連続に会場は終始笑い声が絶えず楽しい一日だった。

十月から始まった福祉手当制度について

- (一)支給の要件
精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする者であつて定められた障害の程度に該当する本人に支給されます。ただし次のいずれかに該当する場合は支給されません。
- ① 日本国民でないとき。
 - ② 障害を支給事由とする給付を受けているとき(障害福祉年金を除く)
 - ③ 施設に収容されているとき



その他所得制限があります。

(二)手当額及び支給月

月額四〇〇〇円で毎年一月、五月、九月の三回に分けて支給します。

(三)福祉手当を受けるための手続き
申請書、診断書、戸籍謄抄本等が必要です。詳しい事は住民課福祉係までご相談ください。

昭和五十年年度森林組合職員技術研修会が、南小国町黒川で、さる九月二十九日より十月一日までの三日間、熊本県林務観光部及熊本県森林組合連合会主催で開かれ、県下の森林組合職員が多数参加しました。

研修議題として

(一)収益性確保の間伐技術について

熊本県林業経営課長渡辺元氏

(二)間伐のすすめについて

熊本県林業経営課造林係長高野

天而氏

(三)作業道開設について

熊本県林業経営課造林係

川野 輝彰氏

以上の三氏によりそれぞれ講話と実習がありました。

林業経営課長の講話より、

これからの林業経営に資する

新聞伐法について書いてみます。

現在、物価抑制のおおききを受け木材価格も横道又は、安値となっております。それに反して、経費は高く、道がかりの悪い所や小径木の間伐では金にならず、為に一番大事な間伐期を逸するというのが現状と思われます。又、せっかく劣勢木を伐採しても金にならない為、山に切り捨てておられますが、林業経営課長の説によりますと、木の一本一本には永い歳月がかかっています。苗木を買い、植付や数

これからの林業経営に資する新聞伐法について

年間にわたる下刈等で、そうとうの手を入れて現在に至っているものを山に切り捨てるといふ事はもったいない。間伐をするからには金になる間伐をしなければならぬ。生態学的な理論を基礎として林分のうちで最も競争の行なわれている準優占木層(中層)を主体に間伐し、比較的太い経済的に価値のある素材を生産しつつ、人工林を複層林(択伐林)に導き長伐期の人工林を造成するもので、その経営的特色は、第一回目・第二

被圧木が枯死せず成長しつづけるように、上層木(優占木・準優占木)の密度管理(間伐)を行なえば、被圧木は成長を持続し、その中のあるもの(木)はやがて準優占木・優占木の地位を獲得することが出来る。

◎優占木とは階層的に最上層に抜すいている優勢木。

◎準優占木とは階層的には優占木の次の層に位置し、胸高直径クローネの大きい優勢木。

◎上層劣勢木とは準優占木層にあ

つて側方から被圧を受けた側方

被圧木

◎被圧木とは階層的にみて下層に生育する劣勢木。

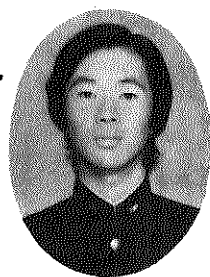
優占木は一度優勢木の地位を獲得するとますます着葉量を増し、太くなり上層成長を行なうのに対して被圧木は上層木によって光をさえざられ、相対照度が減り補償点以下になるとやがて枯死する。準優占木層に属する材木は今後被圧木となり競争から脱落するか、またこれからの準優占木層にとどまり林分のうちで優占木に次ぐ地位を

保持していくかの瀬戸際にたたきれており、林分のうちで最も競争の激しい階層である。しかも林齢を経るにしたがい、優占木の成立本数は漸減する必然性から優占木の内から準優占木に脱落するもの(木)があることにより、現在の準優占木は次の時代には大部分被圧木にかわる運命にある。したがって現在の準優占木層の林木の多くは、次の時代での被圧木としてこれまでの方法によるところの間伐対象木である。新聞伐法とは、

以上のような階層的にみた林木の競争に係る法則を応用して、準優占木層を主体に間伐(次回の間伐対象となる林木を間伐)し、被圧木の枯死にいたらない相対照度が保たれるような密度管理を行ない、被圧木を将来の主林木に仕立てる予備木として確保しつつ優占木をますます太らしめ径級の階層的にみて複層林型を造成し、優占木が期待径級(胸高直径四十種以上)に達したところで選木法をなすび切り(択伐の間伐)にきりかえて、経済性の高い間伐をくり返しながら長伐期の人工林を造成しようとするものです。新聞伐法について要約しますと、第一回目、第二回目の間伐は上層劣勢木・準優占木を主体に伐採し、第三回目(従来造林木の伐期

齡)以後の間伐は択伐式間伐、いわゆるなすび切りを行なうことによって伐期を高め経済性を確保しようとするものです。又これに平行して作業道を作ることが必要ですが、低コストで施設し施業のための基盤として機能的であり、維持管理に経費がかからず運行上安全で短期的・長期的に収益性が確保できるような作業道を作り、間伐木の搬出を考えると搬出が広い割には搬出材が少ないのが特徴ですから、施設に要する経費を最少限にとどめる工夫が肝要となります。この後の林業経営については各々の所有山林面積を高度に生かし、いかにして少ない経費でより以上の収穫を上げることという事を充分考えて施業する事が大切な事と思います。劣勢木も残木に被害を与えなければいつかは大径木として商品価値のある優勢木になるものであり、又大径木にならぬにしても、せめて必要経費を差引いても利益が残るようになるまで置きたいものです。山林は一年・二年で出来るものではありません。皆様の先代や皆様が永い歳月を経て撫育した木です。其の一本一本の木の個性を生かし、其の木の特性を生かし、用途にあわせ、フルに利用する事が経済性にそった一番理想的な間伐の方法だと思います。

スポーツ少年団 日独同時交流参加を終えて



室原 一哉

私はこのたび第二回スポーツ少年団日独同時交流派遣団員に選ばれ、七月十六日羽田を発ち途中給油の為アラスカのアンカレッジに立ち寄り、翌日十七日に十七時間の飛行の末、西ドイツのフランクフルト国際空港に到着しました。フランクフルトに着いてすぐに感じたことは、日本と変わらない位暑かったことでした。こう言う「なあんだ」と、言われる方もいるのではないかと思うのですが、五月の連休の時に行なわれた事前研修の際、西ドイツの気候についても話が合ったのです。その時は西ドイツの気候は涼しく、日本よりも少々涼しいとのことだったのです。所がまばゆいばかりの陽ざしを浴びて「暑かった」の一言につきます。しかし日本と違ってあのじめじめとした暑さではなくて、カラッとした暑さで大陸性の気候というものを身をもって感じました。

ここで西ドイツで強く印象に残ったことを二、三書こうと思います。まず第一に全般を通して感じたことは緑の多いことでした。ウィスバーデン・フランクフルト・エアランゲン・マインツ・ミュンヘン・ニュールンベルク・その他の都市を訪ねたのですが、どの都市も緑のスペースが多く、自然を大切にしたい潤いのある生活が営まれているようでした。各家庭のベランダというベランダは色とりどりの花でかざられ、庭は庭でその家庭で食卓を色どる野菜が育てられ、芝をはりつめた庭に置かれたベンチで寛ぐ家族をたびたび見ることができました。

第二は道路の整備されていること、このことは目をみはるものがありました。ヒットラーの遺産であるアウトバーンが西ドイツ全土に縦横無尽にしかれ、ベンツ・ボルシエ・フォルクスワーゲンなどの車が、そのアウトバーンを百キロを超えスピードで行きかい、私達を乗せたバスさえも百キロ前後のスピードでとばしたのは、いささか驚きました。そして私達の全日程を通じて交通機関はバスでした。ガリミッシュからウィズバーデンへ移動した時なんか、なんと八時間もバスに乗りずくめでした。それに日本と違って交通渋滞などは全く見かけられず、陸上交通網の整備が完璧であると思いました。第三にスポーツ活動の盛んなこと、学校が午前中で終わることもあって日本で見られるような学校でのクラブ活動は無く、家族ぐるみのスポーツ活動が行なわれ、これ又西ドイツ全土に色々な種類のスポーツ活動を行なう為の施設が置かれ、どの施設も無料に近いわずかな料金で開放されそれも全て近代的な施設であり、例をあげれば、タウントラック（これはゴムを粒状にしたものをはり合せた全天候性のトラック）、その中のフイールドは芝でしきつめられ、その芝に水を与える為のスプリンクラーが設けられ、もちろん照明つきで、それはいたれりつくせりでうらやましいかぎりでした。それとトリム公園、これは実に簡単な器具が設置され、無料で開放されていることもあって学校帰りの学生とか会社帰りのサラリーマンから老人に至るまで多くの人々に手軽に利用されているようでした。その内容は丸木をそのまま使った作られている馬とびの道具とか、ハードルの道具とかその他各種の設置されている器具を使って、表示にしたがって運動するもので、これも又西ドイツ全土に点在しているものだそうです。

以上の事が強く印象に残った事がらでした。そして、ライン下りドナウ下りを体験することが出来、ゲートの家・ミュンヘンオリンピック会場・王城・寺院など数多くのものをまのあたりに見る事が出来たのは喜ばしいことでした。おまけに、ドイツ人の日本人に対する対日感情の良さはどこに行っても同じで、ぜひもう一度行ってみたいものです。そうこうするうちに一ヶ月は過ぎていき、八月十五日十八時三十分、想い出多き西ドイツの地を後にして、翌八月十六日二十二時無事日本に帰ってきました。日本に着いて一番先に感じたことは空気の臭いことでした。日本を離れた時はまるで感じなかったのですが、日本は本当に公害にむしばまれつつあったんだと、痛感した次第です。今後はもっと緑を大切にしたい都市計画で望んでもらいたいものです。西ドイツに行つて色々なことを学びました。いや教えられたと言った方が適当かもしれません。西ドイツでのこの経験をむだにすることなく、今後の生活に生かして行こうと思います。最後に、私が西ドイツに行くのに際し、御尽力をいただいた方々に御礼申し上げます。

共済だより

農業共済の

あらまし

「農業共済」は農家の皆さん方の強い希望により、農業共済組合を解散し、役場が引続いて農業共済事業を特別会計として実施するものです。農業共済は「農業災害補償法」という法律により、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補償して、農業経営

の安定を図り、農業生産力の発展に資することが目的であります。農家が農業経営を行うには、労働力と土地用設・資本用設があり

不慮の事故とは発生の場合も時刻も不明、全くわかりません。この不慮の事故が損失であり、補償となるものです。災害の折には第一番に自分の生命を考え、私は安全かどうかを確め、次に家族の安全を考えた後に財産（家及び家財・田畑・家畜）の安全を考えるものが普通一般ではないでしょうか。次に保険は同じような危険にさらされているものが、多数集まっ

め、確率計算（一定の比率により）によつて公平に負担する経済施設と考えられます。

農業共済には大別し、収穫共済と資産共済の二つがあり、収穫共済には農作物・養蚕・果樹共済の三つがあり、資産共済には家畜と建物の二つがあります。南小国町役場の農業共済には以上のうち農作物共済（水稲・麦）と養蚕共済・家畜共済・建物共済の四部門があり、水稲は被害減収量一町につき共済金が二〇〇円となります。水稲共済は米価上昇により六〇町二万三千円に共済金は五十年

め現在実行反収四六四町であり最高が五四〇町、最底四一四町となり引受は七〇%の収量となるので一〇〇%の引受でないからここに皆さん方との相違が生じます。

農業共済のうち農作物・養蚕共済は無し戻し制度があり、三年間無事故の場合掛金の三年分の内一年分は無事戻しとして返す制度も定められていますので農家の災害を補償する農業共済には、是非加入致しましょう。特に家畜共済・建物共済は災害の折、新しい家畜・家になるように最高額に加入致しましょう。役場 経済係

第一回南小国町老人クラブ

ゲートボール大会について

(一) 県下各地で老人の方のスポーツが盛んになり、南小国町においても体育協会主催でゲートボールの講習会を二回致しまして、ルールも修得され、各地で熱心に練習されています。おもしろくてたまらんとする人。食欲も出て健康に良いと言ふ人。打ちやられると腹の立つと言ふ人。話題は多く楽しんでやっています。

主催連合老人クラブ協力体育協

会で、南中グラウンドにおいて第一回大会を九月十二日午後六時三十分開始で開催いたしました。参加十一チーム

成績は次のとおりでした。

女子の部 一位 市原

(3) コート 二位 T S T

三位 下中原

男女混成の部 一位 T S T

(4) コート 二位 波居原

一位 市原B

男子の部 二位 波居原

三位 脇戸

三位 市原A

(二) 湯田老人クラブでは、九月十八日ゲートボール練習場造りに午

狩猟期間が変わりました

今年から狩猟制度の一部改正により狩猟期間が変わりましたので特に注意してください。

九州地区では一般鳥獣は十一月十五日から翌年二月十五日までとなつています。

アナグマ・オスイタチ・キツネ・オスジカ・タヌキ・テン（ツシマテンを除く）・ムササビ・リスは十二月一日から翌年一月三十一日までとなりました。また今年から昭和五十二年十月三十一日までの間、スサマドリ捕獲が禁止されました。

市原水道水源

拡張工事完成する

市原水道水源拡張工事が完成しました。市原水道は本町内最大の簡易水道ですが、旧水源の水量が不足しがちで利用者の方々に大変御迷惑をかけておりましたが、この度、立岩部落のみなさんの温い御協力のもとに新しい水源をつくり旧水源と併て取水することになり水量も大巾に増大しました。水源・貯水向施設で一三、四二〇千円の工事費（起債事業）を要しましたが、これで市原水道の水不足も解消されることでしょう。立岩部落の御協力に改めて感謝申し上げます。（建設課水道係より）



議会だより

九月二十六日

定例議会において
次の事項が決議され
ました。

地方財政の確立に
関する意見書の提出
(内容)

住民の日常生活に
直結する地方自治体
の行政事務、および
事業はインフレと総
需要抑制のもとで危
機に傾いている。さ
らに現行自治体財政
制度は中央に依存し
ているため自治体財

源は圧迫され行政需要にこたえら
れず、住民サービスは低下の一途
をたどっている。とりわけ、大阪
府、摂津市の超過負担訴訟は、い
まや全国的な運動となり政府もそ
の実態を認められるに至ったが、国
の補助金負担制度を抜本的に改正
されるべきである。よって住民の
暮らしと健康を守り住みよい自治体
を作るため、左記事項を緊急に実
施されるよう要請するものである
一、インフレと総需要抑制策によ
る地方財政への圧迫を緩和する
財源措置を講ずること。
二、保育所・幼稚園・学校・住宅
を初めとする地方自治体の超過

負担解消のため直ちに所要の措
置を講ずること。
三、自主財源確立のため税制の確
立を図り、当面地方交付税を四
十パーセントに引上ること。
四、国庫補助・負担金制度の改革
を図ること。
五、国と地方自治体との行政事務
と財源の民主的配分について検
討すること。
六、地方公営企業の独立採算制・
地方債の許可制の廃止と改善を
図ること。

節約運動に協力

まず役場職員より襟を正そう。

(一) 職員

- 一、新規及び欠員の採用中止。
- 二、各課の人員を再検討する。
- (二) 旅費・出張

- 一、出張人員の縮少、担当者を一
人とする。
- 二、日数の縮少、担当者を一人
とする。

- 三、宿泊は原則として認めない
(但し二日等会議の場合は事

前に町長の決裁を必要とする
緊急の場合等は必ず連絡する
こと。)

- 四、県外出張は原則として認め
ない。(但し必要については
町長の決裁のみ認めるものと
する。)

- 五、各種の研修会出張について
は、自粛し特に出席を必要と
するものは事前に町長の決裁
を必要とする。



(三) 食糧費・会議等

- 一、会議による茶菓子等は禁止
する。中食提供は中止する

- 二、会議は午後より行なうよう
にし、一日会議の費用弁償分
については自己負担とする。
(半日会議は中止する。)

- 三、対外的必要な場合は、最少
限度とし、特別必要な時、パ
ンと牛乳とする。
- 四、時間外勤務について

- 一、計画的な事務処理を積極的
に行なうこと。特に各課長は
適切な指導と処理を行うこと。

- 二、時間外勤務は自粛し、必要
な場合は事前に町長の決裁を
受けること。

- 三、災害緊急用務の場合は除く
維持管理について

- 一、照明等の節電。

- 二、窓側電灯の消灯。

- 三、中食休み時間等の消灯。

- 四、水道の節減。

- (六) 電話使用について

- (使用責任者、教育長、各学校
長・園長・各課長とする)

- 一、市外電話は各課長の許可を
受けて使用すること。私用電
話は一切禁止する。(近日常
に庁舎内に赤電話を設置する
予定) 黒電話をやむなく使用
する場合は通話料を支払うこ
と。

- 二、防災電話の最大利用(くわ
しい事は総務課に尋ねること)

- (七) 事務用品・消耗品について

- 一、用紙等の裏紙利用・封筒・
鉛筆の節約。

- 二、ゼロックス使用については
極力節減に努め、使用者は必
ず記帳のこと。

- 三、メモ用紙は裏紙を使用する
こと。プリントミスや余った
紙の裏紙を使用すること。

- 四、事務用品は今まで各課で購
入していたが、本日より総務
課において一括購入すること
(但し補助事業等関係で特殊
なものについては、それぞれの
課で処理することも差支え
ない。)

- (八) タクシー使用について

- 一、最少限の利用に止めること

- (九) 事業

- 一、補助事業等を再検討する。
- 二、単独事業についても、急を
用する以外は再検討する。

- (十) 交通安全について

- 一、飲酒運転

- 二、スピード違反等の行為

- 三、単車運転は必ずヘルメット
着用すること。以上違反行為
は絶対に厳守すること。

- 四、庁舎内でのくわえタバコは
禁止する(歩行の時)。

- 五、報告・伝達を義務づける。
係は係長へ、係長は課長へ
課長は町長へ)

- 住民からの用件、出先現場の
用途の報告・伝達を実行する
こと。

農業者年金の概要については既に御承知の事と存じますので、今回は、もうすぐ始まる経営移譲年金について述べてみます。

農業者年金給付金には ①経営移譲年金 ②農業者老令年金 ③脱退一時金 ④死亡一時金の四種類があります。②の老令年金は、経営移譲の有無にかかわらず六十才から加入者全員貰えるもので③と④は一時金であり別と致しまして、①の経営移譲年金は、経営主の若返りや農地の流動化を促進するねらいを持った政策年金である為、非常に高率の国庫補助がありますが、その応用いかんでは貰う年金の額に大きなひらきが生じます。

◇経営移譲年金とは。

経営移譲年金は、一定期間以上の保険料を納付した人が、後継者や他の農業経営主に自分の農業経営を譲った場合に貰える年金です。①六十才までに経営を移譲したときは六十才になったときから、また②六十才から六十五才になるまでの間に経営を移譲したときはそのときから生涯支給されます。保険料納付済の一定期間とは、大正十年一月一日以前に生まれた者は五年間、昭和十年以降生まれの者は二十年間、その間の生まれの者は逐次一年づつ加算した六年か

ら十九年の年数である。

農業者年金の加入者のうち、もっとも高令である大正五年生まれの者が六十才になるのは昭和五十一年です。そして大正五年生まれの者が年金受給に必要な五年間の保険料納付済期間等を満たすのも昭和五十一年です。経営移譲年金の支給は昭和五十一年から始まることとなります。もうあと一ヶ月です。

◇経営移譲年金が貰えるためには、次のような経営移譲をす

農業者年金の支給が始まります

ることが必要です。

経営移譲は、基準日（経営移譲が終了する日の一年前の日）に、自分の農業経営に供していたすべての農地や採草放牧地など（処分対象農地等）の権利名義を、耕作目的で、後継者や、他の農業経営主に譲り渡すことです。いいかえま

す基準日から一年の間に農地を処分して農業経営主としての地位を譲り渡すことです。この場合、自作地のほかに他人から借りて耕作していた農地等もすべて処分しなければならぬこと

になっていきます。反対に基準日より以前に貸していた農地等は処分する必要があります。

一、この場合の農地等の処分は、次の方法によらなければなりません。

- △自作地については、①他の農業経営主等（第三者）に移譲する場合は、売り渡すか、貸すかしなければなりません。（この場合は十一年未満の自留地を残す事ができます。）
- ②自分の後継者に移譲する場合

は、譲渡（所有権移転登記）しなければなりません。

△小作地については 自作地と同様に他の農業経営主や後継者にその権利（使用収益する権利）を移転しなければなりません。（この場合地主の承諾が必要です。）なお、小作地の場合には地主に返還しても経営移譲とみなされることになっています。入会地は対象外です。

二、的確な経営移譲であるために

基準日において、最少限三十アール以上なければなりません。

②基準日以降において、処分しなければならぬ農地の一部を転用目的で処分した場合に経営移譲とはみなされず、年金が貰えなくなります。（基準日以降転用は可）

③基準日以降において、新たに農地等取得したり、また小作に出していた農地等の返還を受けた場合には、その農地等も処分しなければなりません。

◇農地の権利関係を正確に把握する為、台帳の作成整備を行なっています。

的確な経営移譲が円滑に行なわれる為には、年金加入者の農地等の権利関係を正確に把握しておく必要があります。そのため、農業委員会では、加入者全員について、農地等台帳を作成整備することとし、現在、高令者よりその作業を進めています。

大正七年以前生まれの方々にについては、台帳作成をほぼ完了しております。経営移譲についての具体的方針も大半の方が決定されていますが、一部未決定の方や大正八年以降生まれの方々は、年金受給に結びつく的確な経営移譲ができるよう、経営移譲等の方法等について最寄りの農業委員の方によく相談し、指導を受けて下さい。

◇加入状況

九月末日現在に於ける当町の加入状況は、当然加入者三五一一名、経営主任意加入者（三十アール以上五十アール未満耕作者）二十名後継者加入者八十名、計四五一一名となりました。

しかし、加入する資格がありながら加入していない方もまだ相当おられます。このなかには今すぐ加入しないと年金が貰えなくなる方々もおられます。明るい農村をきづき、豊かな老後を送るためにも、今すぐ年金に加入して下さい

詳細不明の点は役場経済課迄

年金額表

給付の種類 納付期間	経営移譲年金		死亡・脱退一時金	
	年額	円	一時金	円
5 年	211,200		110,000	
10 年	281,600		275,000	
15 年	352,000		440,000	
20 年	422,400		605,000	
30 年	633,600		935,000	

郵便局だより

日曜日郵便配達 休止について

最近わが国の一般の商店街や中小企業でも、大会社、官公庁と同様に日曜日に週休をとる傾向が増加しており、日曜週休制は、既に社会生活における一般的傾向となつています。

さて郵政省でも、日曜日の郵便配達を休止することについて、かねてから検討しておりましたところ、このたび南小国郵便局の日曜配達を、次の日曜日から休止させていただきますことにいたしました。日曜日の配達を休止しましたが、利用者の皆様には、なるべく迷惑をおかけすることのないよう万全の態勢をととのえることにいたしますので、よろしく願ひいたします。

なお次のことにご注意下さい。

- 一、日曜配達休止の実施について
実施期日 十月十二日から
ただし十二月二十日から一月五日までの年末年始の日曜日については、今までどおり配達いたします。
- 二、速達郵便物は日曜でも配達いたします。

三、お急ぎの郵便を出される場合は南小国郵便局前のポスト又は局の窓口に投かんして下さい。

四、十月初旬に郵便番号簿を各戸に配付いたしました、もし受け取っておられない場合は申し出て下さい。お送りいたします
南小国郵便局

税務署だより

◆所得税第2期分の納税と 振替納税の利用について

十一月は所得税の予定納税第2期分を納めていただく月です。第2期分の所得税がある方は、十一月一日までに納めていただくようお願いいたします。

ところで、税金を納めるときは「振替納税制度」を利用されると便利です。この制度を利用されますと、電話料や電気代などの払込みと同じように、税金も預金口座から自動的に支払われます。

この取扱いをする金融機関は、銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・漁業協同組合です。振替納税を利用されるときの手続きについては、これらの金融機関のほかお近くの税務署、または納税貯蓄組合にお早めにご相談ください。

四十歳以上ナイター ソフトボール大会対戦結果

◎男子の部

優勝 上町チーム
準優勝 里組チーム
参位 志津Aチーム
湯田チーム

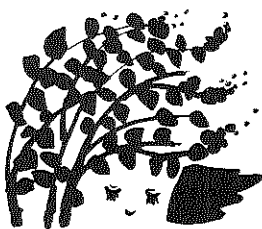
◎一般女子の部

優勝 黒川チーム
準優勝 星和チーム
参位 上町チーム
下中原チーム

◎香典返しとして

左記の方々より、当町社会福祉協会に多額の御寄付をいただきました。ここに謹んでお礼申し上げます。

齊藤 徹三氏(荒倉)
佐藤 鼎氏(落見)



かんぴょうに驚く

あつ「これは大きいかぼちゃですね」と尋ねたら、なんとかんぴょうだそう。巻寿司の芯に入れるあの細長いものが、このかぼちゃみたいなのから取れるとは想像もしませんでした。これを生産したのは、吉原の佐藤敬次さんで近所の人より苗をもらい植付け、田の畦畔にはわせたところ、今年三個実ったとのこと。敬次さんの話によれば、珍らしいので植えてみたが、経済採算がとれるかは疑問だとのことでした。現在このかんぴょうを寄贈願ひ町長室に飾ってありますが、町長さんも来客者の応答に忙しいとのこと。

農作業一口格言

一、「苗代田で稲こぎな」

翌年苗代予定の所で稲こぎをすれば、雑草、特に「ひえ」の種子が落ちて、発芽し植込み「ひえ」の原因となるとのこと。

二、「苗代跡にもち作るな」

もちの品種は稲葉が軟弱のため倒伏原因となる。又、うるちの苗の取り残り等が生き残り、出穂して、もち米の中にうるち米が混入するため。

中原 C・U

防犯だより

車の盗難にご注意

最近、波居原地区では自動車の盗難事件が発生しました。道路が整備されますと、都会・近郊の悪の手は、地方末端まで手が伸びてきています。車内の物品盗難を始め多数にのぼり、自動車を専門とする犯罪者はドアの鍵がかかっていても、おやすいもので、車内に自動車の鍵や貴重品等は絶対おかないようにしてください。又わが家の戸締りにも十分注意してください。